

発行所
長野県保険医協会
〒380-0928 長野市若里 1-5-26
電話 026-226-0086
FAX 026-226-8698
E-mail office@nagano-hok.com
年間購読料 3,600 円
会員の購読料は会費に含まれています



2026 年（令和 8 年）5 月 5 日
No.543 （毎月 1 回 5 日発行）
（1990 年 6 月 22 日第三種郵便物認可）
主な記事
物価高騰対策支援金情報、歯科疑義解釈
…2 面、OTC 類似薬の患者負担増 / 新点
数説明会…3 面、保険かわら版 / 理事会便
り…4 面

新設・改定された施設基準
算定には届出を忘れずに

2026 年度診療報酬改定で新設、要件変更がされた施設基準は、新規届出や再届出が必要となる。下表にある施設基準は 6 月以降に算定する場合、5 月 7 日～6 月 1 日までに厚生局へ届出を行い受理される必要がある。特に医科の在宅時医学総合管理料、医科・歯科共通のベースアップ評価料の届出を行っている医療機関は再届出が必要たなめ忘れずに届出をされたい。なお、下表の項目につい

ては全項目を掲載しておらず、入院、手術、病院関連等は省略しているので留意されたい。

また、2026 年 9 月末、同年 12 月末、2027 年 5 月末、2028 年 5 月末までそれぞれ経過措置が設けられた施設基準については、要件を満たした上で経過措置が終了するまでに届出を出し直す必要がある。

下表以外の施設基準、経過措置が設けられた施設基準については厚労省ホームページの「令和 8 年度診療報酬改定について」で施設基準届出チェックリストが公開されており、届出期限の定められた施設基準が一覧になっているので活用されたい。

6 月以降算定をするために 6 月 1 日までに届出が必要な施設基準の主なもの（医科）

施設基準が新設された項目	電子的診療情報連携体制整備加算（初診料等の加算）
	外来データ提出加算（再診料の地域包括診療加算及び医学管理料等の地域包括診療料の加算）
	遠隔電子処方箋活用加算（情報通信機器を用いた診療の加算）
	充実管理加算（生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）の加算）
	心不全再入院予防継続管理料
	在宅療養支援診療所（強化型の支援診の連携型ア）
	在宅医療充実体制加算（往診料等の加算）
	訪問看護医療情報連携加算（在宅患者訪問看護・指導料等の加算）
	訪問看護遠隔診療補助料
	持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の加算）
	地域支援・外来医薬品供給対応体制加算（処方料の加算）
	心理支援加算（通院・在宅精神療法の加算）
	通院・在宅精神療法の注 13 の施設基準（未届出の医療機関で精神保健指定医以外が通院・在宅精神療法を実施する場合 60/100 の点数を算定する）
	認知療法・認知行動療法 3
	腎代替療法診療体制充実加算（人工腎臓の加算）
施設基準が変更された項目	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料

6 月以降算定をするために 6 月 1 日までに届出が必要な施設基準の主なもの（歯科）

施設基準が新設された項目	電子的歯科診療情報連携体制整備加算（初診料等の加算）
	特別管理加算（歯科疾患管理料の加算）
	口腔機能実地指導料 ※
	地域支援・外来医薬品供給対応体制加算（処方料の加算）
	歯科吸入麻酔または歯科静脈麻酔（Ⅱ）
施設基準が変更された項目	3 次元プリント有床義歯
	歯科技工所ベースアップ支援料
施設基準が変更された項目	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・（Ⅱ）

※歯科衛生士の研修受講要件については、2027 年 5 月 31 日までの経過措置が設けられた。指導を行う歯科衛生士が必要な研修を受講していない場合は届出様式に受講予定である旨を記載する。2027 年 5 月までに研修を受講し、再度届出する。

新理事の紹介

この度、理事に就任いたしました、安曇野市で太田皮膚科クリニックを開業しております太田由子^{おおたよしこ}です。

故二條貞子先生に勧めていただいたことをきっかけに、協会と組合にご縁をいただきました。

皮膚科では、湿疹やアトピー性皮膚炎、じんましん、にきび、いぼ、巻き爪などのほか、毛や爪、口の中など、目に見える部分のさまざまな症状の診療を行っております。

日々の診療では、患者さんのお話を丁寧^{おたのしみ}に伺い、分かりやすい説明と日常生活への助言を心がけています。

一方で、開業すると診療以外にも自分で対応しなければならないことが多く、慣れない役所への届け出や、思いもよらない患者さんご家族からのお申



新理事の太田 由子先生

し出などに直面し、心細さや孤独を感じることもあります。

そのような時に支えとなり、相談できる存在が協会であり組合でした。

これからは理事として、保険医の心強い味方である協会・組合の存在感をさらに高められるよう、微力ながら努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

有効期限切れ健康保険証等が 7 月末まで使用可能に

3 月 25 日、厚労省は事務連絡「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について」を発出、有効期限が切れた健康保険証等を継続使用できる暫定措置を、7 月 31 日まで延長する取扱いを示した。

暫定措置は、有効期限切れの保険証や、「資格情報のお知らせ」単体で持参した場合でも被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに照会などした上で有効な資格を確認することで保険診療を可能とする取扱い。

後期高齢者の資格確認書の一律交付終了

1 月 28 日、厚労省は事務連絡「後期高齢者医療制度における資格確認書の職権交付に係る取扱いについて」を発出、現在後期高齢者に対して資格確認書を申請がなくても一律で交付される取扱いを 7 月末で終了し、8 月以降の取扱いを示した。

下については、マイナ保険証の過去の利用実績から利用が難しいと判断された被保険者は、申請がなくとも交付される。マイナ保険証の利用実績がある被保険者については、申請がない場合は交付がされなくなる。

8 月以降の後期高齢者の資格確認書の取扱い

85 歳以上…マイナ保険証の保有状況にかかわらず職権交付
84 歳以下…「直近 1 年間にマイナ保険証の利用が 6 回以上、かつ概ね直近 3 カ月以内に利用実績がある場合」以外の者は職権交付

最近あまり良い話題が無い。毎日流されるニュースは暗くなるものばかりである。自分の居る環境はこの様なものだったのかと改めて思い知らされる。自然豊かでな不自由なくこの生活が続くものだと思っていた。欲しいものがすぐ手に入り好きな事が出来る。しかし、あることをきっかけにその生活は脅かされることになる。数年前にもマスクとグローブが手に入らない事態にパニックになったが今回はそんな規模ではない。あらゆる石油関連商品が不足しているのだ。医療関連のありとあらゆるものが足りなくなるという今迄に無い事態となってきた。あまりに利便性を追求してきたばかりにこの様な状態になったのであると思う。石油が殆どの製品に関わっている事が如実に表れている。代替品は現われてはくれないだろうか。◆食料についても関連してくるのだろう。ハウス栽培などはかなり影響してくるだろうし、冷凍ものも保存が厳しくなるだろう。そうなる和生活の基盤が何もかも崩れてしまう。この事態をどのように対処していくのが良いのだろう。そうなることで逆に食の四季は蘇るのかもしれないが。◆心配といえば自然災害もだ。頻繁に地震がいたる所で起きている。こればかりは防ぎようがないが対応策は準備しておかなければならない。しかし喉元過ぎれば何とやら都合良く忘れてしまうことのないようにしたい。燃料不足で移動が制限され、食料も不足し、その上家まで失うような事にまで行きつくことの無いように願いたい。（K・O）

